



平成 21 年 5 月 23 日

各 位

東京美装興業株式会社
代表取締役社長 八木 秀記
(コード 9 6 1 5 東証 市場第二部)
問い合わせ先
常務取締役 高橋 幸夫
TEL 0 3 - 5 3 2 2 - 2 7 2 1
(<http://www.tokyo-biso.co.jp>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日に開催予定の第 52 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株券の電子化に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」とします。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法律施行日を効力発生日として廃止されたものと法律上みなされておりますが、改めて同規定を廃止し、同制度実施に伴い不要となった実質株主、実質株主名簿などの用語も削除するとともに、条数の繰上げその他の条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行) <u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 <条文省略></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株式および新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社に於いては取扱わない。</p>	<p><削除></p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 <現行どおり></p> <p>(単元株式数) 第8条 <現行どおり></p> <p><削除></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 <現行どおり> 2. <現行どおり></p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社に於いては取扱わない。</p>

<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿の記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続き等および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主を以て、定時株主総会に於いて権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第14条～第32条 <条文省略></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第33条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2.前項のほか、取締役会の決議により毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主および登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第34条 <条文省略></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび株主の権利の行使方法等は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主を以て、定時株主総会に於いて権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第13条～第31条 <現行どおり></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第32条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2.前項のほか、取締役会の決議により毎年9月30日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第33条 <現行どおり></p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日 (金)

以 上